令和　　年　　月　　日

**大熊町産業交流施設整備**

**秘密保持に関する確認書（案）**

　大熊町長　殿

所在地

事業実施団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　実　印

　当社は、「大熊町産業交流施設整備」の公募型プロポーザルに参加するために必要となる自らの調査・検討（以下「本件検討」という。）を行うことを目的として、貴町から「大熊町産業交流施設整備」により開示される情報について、以下の条項に従い取り扱うことを確認します。

１　当社は、本件検討に関し貴町から開示される「要求水準書及び添付資料」（以下「秘密情報」という。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

２　当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に使用しません。また、本確認書の存在及び内容並びに本件検討に関し貴町と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として取り扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。

３　当社は、貴町の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合については、この限りではありません。

（１）司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続き、指導、要求等により秘密情報の開示を請求された場合

（２）本件検討のために必要な当社、当社の関連会社又は本件に係る共同事業体等の役員及び従業員に秘密情報を開示する場合

４　次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。

（１）貴町より開示された時点で、既に公知の情報

（２）貴町より開示された時点で、既に当社が所有していた情報

（３）貴町より開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

（４）貴町に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報

５　当社は本件検討が終了した場合又は本件検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴町より開示された秘密情報を直ちに貴町に返還し、又は破棄するものとします。

６　当社が、本確認書に違反した結果、貴町に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。

７　当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

８　本確認書の有効期限は、提出日より１年間とします。

以　上

※本確認書を提出の際は、以下の書類を添付すること。

　□　印鑑証明書（３か月以内のものに限る。）